

議案第 6 号

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

入所児童数が減少していること、施設の効率的な運営が困難となっていること等に伴い、市立保育所を再配置することにより適切な保育環境の維持及び向上を図る目的から、金谷保育所を令和 8 年 3 月31日に、佐貫保育所及び峰上保育所を令和10年 3 月31日に廃止するため、条例の一部を改正するものである。

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表富津市立金谷保育所の項を削る。

第2条 富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表富津市立佐貫保育所の項及び富津市立峰上保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和10年4月1日から施行する。